

○第179回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和2年1月17日（金）14：00～14：40

議事概要：

（１）農薬（フェンプロパトリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェンプロパトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.027 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.03 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、なす、りんご等に使用します。今回、すもも、いちよう（種子）等への適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① チオキサザフェン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺線虫剤で、今回、インポートトレランス設定（とうもろこし、大豆等）の要請がされています。

② プロクロラズ

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、稲、小麦等に使用します。今回、残留農薬基準（小麦、大麦等）の変更に係る評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。